

# 酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱の一部改正について

2021年10月20日  
一般社団法人 J ミルク  
2021年度5回理事会

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱の一部を下記の通り改正する。

## 記

### 1. 改正の理由

新型コロナウイルスの影響が長期に渡り、業務用需要が回復せず、乳製品の在庫量がかつてない水準となる状況が続いている。加えて、牛乳消費が落ち込む年末年始や小中学校の春休みの学乳休止期は、乳製品工場の処理可能量を超える加工処理生乳の発生が危惧される。万一処理不可能乳が発生した場合は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業をはじめこれまで酪農乳業界を挙げて取り組んできた生産基盤強化対策の成果が水泡に帰すことになりかねない。

一方、訪日外国人によるインバウンド需要や観光業等による業務用需要が回復すれば、コロナ禍以前の逼迫状況になることも想定される。生産者の意欲減退や生産基盤の棄損につながらないための緊急的な対策を実施するため、必要な改定を行う。

### 2. 改正内容

J ミルク及び会員団体等が、生乳廃棄を回避するために行う「新型コロナ緊急対策事業」を新たに措置する。なお、本事業は2021年度の取り組みを対象とした緊急対策と位置付ける。

#### (1) 年末年始・年度末における一時的な生乳出荷抑制対策

生産者等が行う一時的な出荷抑制対策を支援。なお、生産基盤を棄損しないよう、酪農経営の悪化や牛へのダメージにつながらないことを前提とする。

#### (2) 学乳休止期を中心とした不需要期の緊急牛乳消費促進対策

乳業者、乳業団体、生産者団体及びJ ミルクが行う学乳休止期（不需要期）に向けて実施する牛乳等の消費促進・拡大につながる取り組み。

### 3. 改正案

別紙「酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱一部改正案の新旧対照表」の通り

### 4. 改正日及び施行日 2021年10月20日

以上

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱一部改正案の新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱(案)</p> <p>第1 趣旨</p> <p>最近の酪農乳業をめぐる情勢は、特に、都府県の生乳生産の減少に歯止めがかからず、需要に見合った生乳の確保が困難な状況が続いている。またT P P合意を契機にした二国間F T A・E P Aの締結などにより、今後、乳製品自由化が加速し、国内牛乳乳製品市場のボラタリティが高まり生乳及び牛乳乳製品の流通や需給に予期せぬ混乱が生じる可能性がある。</p> <p>こうした中、酪農乳業関係者による1年間に及ぶ検討を経て、2019年10月に、「わが国酪農乳業の展望ある未来に向けた戦略ビジョン」として、提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業を目指して」が決定され、酪農乳業が今後連携して推進すべき行動計画が示された。</p> <p><u>一方で、新型コロナウイルスの影響が長期に渡り、業務用需要が回復せず、乳製品の在庫量がかつてない水準となる状況が続いている。加えて、牛乳消費が落ち込む年末年始や小中学校の春休みの学乳休止期は、乳製品工場の処理可能量を超える加工処理生乳の発生が危惧される。万一処理不可能乳が発生した場合は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業（以下、「本事業」という。）をはじめこれまで酪農乳業界を挙げて取り組んできた生産基盤強化対策の成果が水泡に帰すことになりかねない。さらに、訪日外国人によるインバウンド需要や観光業等による業務用需要が回復すれば、コロナ禍以前の逼迫状況になることも想定されるため、生産者の意欲減退や生産基盤の棄損につながらないための対策を実</u></p>	<p style="text-align: center;">酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>最近の酪農乳業をめぐる情勢は、特に、都府県の生乳生産の減少に歯止めがかからず、需要に見合った生乳の確保が困難な状況が続いている。またT P P合意を契機にした二国間F T A・E P Aの締結などにより、今後、乳製品自由化が加速し、国内牛乳乳製品市場のボラタリティが高まり生乳及び牛乳乳製品の流通や需給に予期せぬ混乱が生じる可能性がある。</p> <p>こうした中、酪農乳業関係者による1年間に及ぶ検討を経て、2019年10月に、「わが国酪農乳業の展望ある未来に向けた戦略ビジョン」として、提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業を目指して」が決定され、酪農乳業が今後連携して推進すべき行動計画が示された。</p>

施すべきである。

以上の状況と経過を踏まえ、提言に示された行動計画の着実かつ戦略的な推進を図るため、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化基金（以下、「産業基盤強化基金」という。）を継続して造成し、この産業基盤強化基金を活用して本事業を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2～3 【略】

第4 事業の内容

産業基盤強化基金から助成される事業は、次の通りとする。

- 1 酪農生産基盤強化総合対策事業  
【本文略】
- 2 国産牛乳乳製品高付加価値化事業  
【本文略】
- 3 酪農乳業持続可能性強化事業  
【本文略】

4 新型コロナ緊急対策事業

会員団体等及びJミルクが、生乳廃棄を回避するために行う以下の事業。

ア 生乳生産段階で行う一時的な出荷抑制対策。なお、生産基盤を棄損することがないように、酪農経営や乳牛への影響に配慮する。

イ 学乳休止期（不需要期）に向けて実施する牛乳等の消費促進・拡大につながる取り組み。

以上の状況と経過を踏まえ、提言に示された行動計画の着実かつ戦略的な推進を図るため、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化基金（以下、「産業基盤強化基金」という。）を継続して造成し、この産業基盤強化基金を活用して酪農乳業産業基盤強化特別対策事業（以下、「本事業」という。）を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2～3 【略】

第4 事業の内容

産業基盤強化基金から助成される事業は、次の通りとする。

- 1 酪農生産基盤強化総合対策事業  
【本文略】
- 2 国産牛乳乳製品高付加価値化事業  
【本文略】
- 3 酪農乳業持続可能性強化事業  
【本文略】

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

第4の1、2及び4の事業の実施に当たっては、その事業実施の手順や産業基盤強化基金からの助成の仕組み等については、Jミルク会長が予め定める事業実施要領によるものとする。

2～4 【略】

第6～7 【略】

### 附則

- 1 この要綱は、2017年1月20日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2018年1月19日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2019年7月4日から施行する。
- 4 この要綱の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の改正は、2021年10月20日から施行する。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

第4の1及び2の事業の実施に当たっては、その事業実施の手順や産業基盤強化基金からの助成の仕組み等については、Jミルク会長が予め定める事業実施要領によるものとする。

2～4 【略】

第6～7 【略】

### 附則

- 1 この要綱は、2017年1月20日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2018年1月19日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2019年7月4日から施行する。
- 4 この要綱の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、2021年4月1日から施行する。